

令和元年度

教育委員会定例会  
(7月)

令和元年7月4日(木)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日 時 令和元年7月4日(木) 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議 事  
議案第18号 鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について (P 2)
- 5 報 告
  - (1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について (別紙)
  - (2) 第2次鹿屋市総合計画について (別紙)
  - (3) 鹿屋市第2期教育大綱の策定方針(案)について (P 6)
  - (4) 鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領の制定について (P 7)
  - (5) 鹿屋看護専門学校 令和2年度入学生募集要項について (P 9)
  - (6) 令和元年度鹿屋市青少年育成推進大会について (P14)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第18号

鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めらる。

令和元年7月4日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の教育振興基本計画を策定するため、鹿屋市教育振興基本計画策定委員会の設置を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めらる。

## 鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する計画を策定するため、鹿屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、鹿屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に関する事項について協議検討し、教育長に意見等を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係団体の役員
- (5) その他教育長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本計画の策定が完了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

5 報告 (1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について(教育委員会関係)

(別 紙)

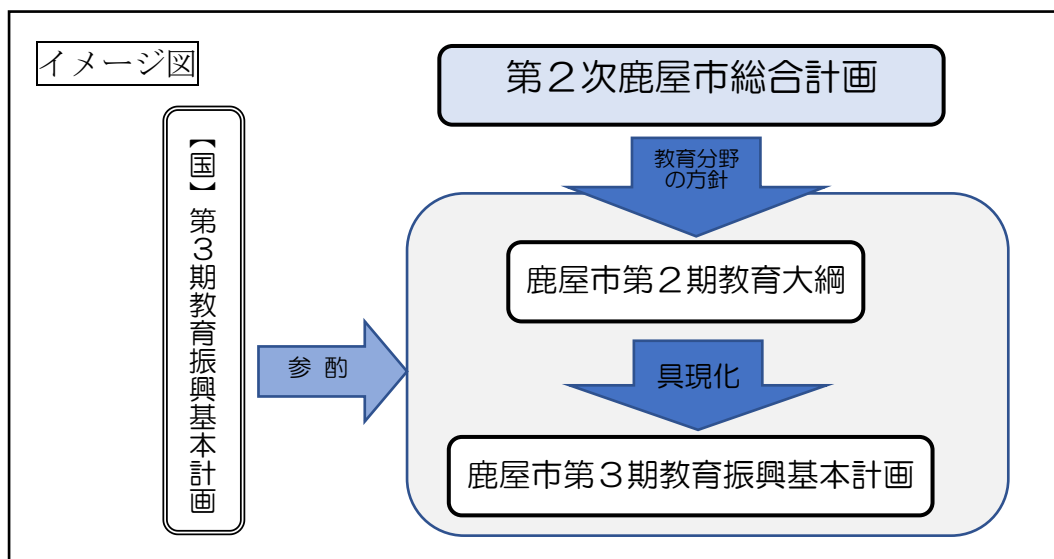
報告 (2) 第2次鹿屋市総合計画について

(別紙省略)

## 1 教育大綱及び教育振興基本計画の位置付け

鹿屋市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本市教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」であり、教育振興基本計画は大綱を具現化する実施計画となるもの。

大綱については、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、「第2次鹿屋市総合計画」を踏まえて策定する。また、その策定にあたっては、「鹿屋市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図るものとする。



## 2 教育大綱の策定方針(案)について

○大綱は教育振興に関する総合的な施策の基本的な方針であり、第2次鹿屋市総合計画を踏まえて策定するものであることから、

- ・ 現行の鹿屋市教育大綱の基本理念及び基本目標を基本として策定すること。

○大綱の期間は4年～5年程度を想定(文科省通知より)しているとともに、第2次鹿屋市総合計画が令和元年度～令和6年度となっていることから、

- ・ 大綱の期間は令和2年度から令和6年度まで(5年間)とすること。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により大綱の策定にあたっては、総合教育会議において協議する必要があることから以下の内容・スケジュールにより策定予定。

月日	会議	内容
7月4日	定例教育委員会	大綱の策定方針(案)の説明
8月6日	第1回総合教育会議	時代潮流や視点について委員より意見聴取
10月頃	第2回総合教育会議	素案を提示し、協議
12月頃	鹿屋市第2期教育大綱の決定	

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 鹿屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を総合的に推進するため、鹿屋市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、基本計画の策定を円滑に進めるため、次の事項について調査、検討及び作成を行う。

- (1) 基本計画の原案
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は教育次長、副委員長は教育総務課長を充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学校教育課長
- (2) 生涯学習課長
- (3) その他関係課長

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 基本計画の原案を作成するため、検討委員会に、下部組織として作業部会を置く。

2 作業部会は部会長、副部会長及び作業部会員で組織する。

3 部会長は教育総務課長補佐、副部会長は学校教育課課長補佐を充てる。

4 作業部会員は、鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年1月1日教育委員会規則第2号）第41条に規定する係長及び担当職員を充てる。

5 作業部会は、調査研究した結果及び基本計画の原案を検討委員会に報告するものとする。

6 第3条第4項及び第5項並びに第4条並びに第5条の規定は、作業部会の運営について準用する。



(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

令和2年度 鹿屋看護専門学校入学試験の実施計画案について

日程		A日程		B日程	二次試験	
試験日程		令和元年11月3日(日)		令和2年1月25日(土)	令和2年3月17日(火)	
試験種	推薦選考		一般選考 (社会人地元枠)	一般選考	一般選考	
	指定校 推薦選考	一般 推薦選考	地元枠(※) 選考			
受験対象者		高校卒業見込者		社会人 (高校卒業以上)	高校卒業見込者 及び社会人	
筆記 試験	国語(現代文)	—	—	○	○	—
	英語 I・II	—	○	—	○	—
	数学 I	—	—	○	○	○
	小論文	○	○	○	○	○
面接試験		○	○	○	○	○
願書受付期間		令和元年10月21日(月) ～10月31日(木)		令和元年12月3日(火) ～令和2年1月23日 (木)	令和2年3月2日(月) ～3月16日(月)	
		11日間		52日間	15日間	
合格発表		令和元年11月12日(火)		令和2年2月4日(火)	令和2年3月23日(月)	
入学手続		令和元年11月12日(火) ～11月21日(木)		令和2年2月4日(火) ～2月20日 (木)	令和2年3月23日(月) ～3月27日(金)	
		10日間		17日間	5日間	
出願書類		受験料 10,000円			左に同じ	
		入学願書及び受験票				
		写真				

※ 鹿屋市内に2年以上の居住、又は就業している者

※ 二次試験については、B日程試験を終えて誓約書提出者数が入学定員(30人)に満たなかった場合に実施

# 入学試験規程内規

※省 略

鹿屋市立鹿屋看護専門学校 令和2年度入学生募集要項

1 募集人員 30人（修業年数3年間・全日制）

2 日程及び募集内容

日程	A日程【令和元年11月3日（日）】		B日程【令和2年1月25日（土）】
種類	推薦選考 （指定校推薦選考及び一般推薦選考）	一般選考 （社会人地元枠）	一般選考 （卒業見込者及び社会人）
受験資格	高等学校又は中等教育学校を令和2年3月までに卒業見込みの者で、次の各号の全ての条件を満たす者 （指定校推薦選考については、該当する高等学校長宛に、別途提示） (1) 評定平均 3.7（指定校 3.8）以上で学校長の推薦を受けられる者 (2) 合格した場合に本校に入学を確約できる者 (3) 本校を卒業後、鹿屋市内に看護師として就職する意思のある者	出願時において鹿屋市内に2年以上居住又は就業していて、かつ、合格した場合、入学を確約でき、卒業後2年以上鹿屋市内で看護師として就業する者で、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 学校教育法施行規則第150条に規定する高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者 (3) (1)(2)以外の者で、学校教育法第90条に該当する者	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条に規定する高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者 (3) (1)(2)以外の者で、学校教育法第90条に該当する者
選考内容	(1) 小論文 (2) 英語Ⅰ・Ⅱ (3) 面接試験（集団討論） ※指定校推薦選考は(2)を除く	(1) 小論文・国語（現代文のみ） (2) 数学Ⅰ (3) 面接試験（集団討論）	(1) 小論文・国語（現代文のみ） (2) 数学Ⅰ (3) 英語Ⅰ・Ⅱ (4) 面接試験（集団討論）
出願書類	(1) 高等学校調査書 (2) 推薦書（本校様式・開封無効） ※郵送の場合は、推薦入学試験出願書類を角2封筒で送付	(1) 住民票又は就業期間証明書（書式不問） (2) 高等学校卒業証明書 (3) 高等学校調査書 ※高等学校調査書が提出できない場合は、次の①、②を提出	(1) 高等学校卒業証明書又は卒業見込証明書（高等学校調査書に記載があれば不要） (2) 高等学校調査書 ※高等学校調査書が提出できない場合は次の①、②を提出

	<p>①高等学校調査書が発行できない旨の証明書 ②成績証明書（発行できない場合はその旨の証明書）</p> <p>①高等学校調査書が発行できない旨の証明書 ②成績証明書（発行できない場合はその旨の証明書）</p> <p>* 高等学校卒業程度認定試験合格者は合格成績証明書を提出 * 中等教育学校は上記の高等学校に準ずる。</p>
	<p>◎入学願書及び受験票 専願・併願の別は必ず記入すること。</p> <p>◎写真 3か月以内に撮影した縦5cm×横4cm 脱帽正面上半身写真を入学願書及び受験票に貼付すること。</p> <p>◎受験料 10,000円 無記名の郵便普通為替を出願書類に同封すること。本校窓口での現金支払いでも可 ただし、一旦納入された受験料の返還不可</p> <p>◎受験票送付封筒（B日程者のみ） 長形3号（235mm×120mm）に本人の宛先・氏名を記入し82円切手を貼付すること。</p>
願書 受付 期間	<p>令和元年10月21日（月）～令和元年10月31日（木）締切日必着 本校窓口で手続きする場合は、月から金までの9時～17時</p> <p>令和元年12月3日（火）～令和2年1月23日（木）締切日必着 本校窓口で手続きする場合は、月から金までの9時～17時 ただし、12月28日から1月5日までは除く。</p>
試験 日時 等	<p>令和元年11月3日（日）8時30分～12時30分</p> <p>令和2年1月25日（土）8時30分～16時</p> <p>試験会場：本校</p>
合格 発表	<p>令和元年11月12日（火） 推薦選考（指定校推薦選考及び一般推薦選考）については、学校長宛に合否通知を文書で送付 一般選考（社会人地元枠）については、合格者のみ本人宛に文書で通知 A日程、B日程の合格者全員分の受験番号を、B日程合格発表時に本校正面玄関と鹿屋市の本校ホームページに掲載</p> <p>令和2年2月4日（火）10時 合格者の受験番号を、本校正面玄関と鹿屋市の本校ホームページに掲載 本人宛には文書で通知</p> <p>※電話による合否の問合せ不可</p>

入学 手続	令和元年 11 月 12 日（火）～令和元年 11 月 21 日（木）17 時まで 郵送の場合は、締切日必着	令和 2 年 2 月 4 日（火）～令和 2 年 2 月 20 日 （木）17 時まで 郵送の場合は、締切日必着
----------	---	--

### 3 主な奨学金

①	日本学生支援機構 一種（無利子）、二種（有利子）	20,000 円～120,000 円／月（必ず返還）
②	県・市の奨学金 鹿児島県看護職員等修学資金	32,000 円／月（返還免除有）
	鹿児島県立病院看護師等修学資金	50,000 円／月（返還免除有）
	鹿屋市奨学資金	30,000 円／月（貸与条件あり）
	宮崎県育英資金	25,000 円～50,000 円／月（必ず返還）
③	病院奨学金 市内医療機関 数箇所	50,000 円～70,000 円／月（返還免除有）

## 報告 (6) 令和元年度鹿屋市青少年育成推進大会について

### 1 趣 旨

次代の鹿屋を担う青少年が心豊かにたくましく育つことは、鹿屋市民全ての願いである。しかしながら、本市でも青少年を取り巻く社会環境は著しく変化しつつあり、青少年の意識や行動に様々な変化を与えている。

本大会は、このような実状に鑑み、次代を担う青少年を市民総ぐるみで心身ともに健全に育成しようとする気運を高め、本市の青少年健全育成活動をより一層充実させることを目的として開催する。

### 2 大会テーマ 「学校・家庭・地域がつながり育む青少年の育成」

### 3 主 催 鹿屋市教育委員会・鹿屋市青少年育成市民会議

### 4 日 時 令和元年6月29日(土) 15:00～16:55

### 5 場 所 鹿屋市文化会館 ホール

### 6 参 加 者 青少年育成市民会議構成団体の関係者・学校支援者 学校関係者・PTA 等

### 7 内 容

(1) 鹿屋市教育委員会あいさつ 15:00～15:05 (5)

(2) 実践発表 15:05～15:20 (15)

市子ども会リーダー育成事業

「かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島」

発表者 高隈中1年 加連川 楽都さん

田崎中1年 藤崎 理央さん

(3) 講 演 15:20～16:50 (90)

講 師 大分県佐伯市鷹鳥屋神社宮司 矢野 大和 氏

演 題 「生きる力を考えてみよう」

(4) 花束贈呈等 16:50～16:55 (5)



昨年度より100人以上多い750人の参加がありました。



ユーモアのあるお話で会場は笑いにつつまれました。



推進大会の前に開催された青少年育成市民会議の様子